JAこまち

〔商品概要説明書〕

＜ＪＡこまち産地応援定期貯金キャンペーン＞

（令和８年４月１日現在 適用中）

１．商　品　名	・ＪＡこまち産地応援定期貯金キャンペーン
２．募 集 期 間	・令和８年４月１日（水）～令和９年１月 31 日（日）
３．販 売 対 象	・管内在住または管内企業に勤務している個人
４．対 象 商 品	・スーパー定期貯金〈複利型〉
５．預 入 期 間	・３年（自動継続）
６．預 入 方 法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・２０万円以上（新規） ・１円単位
７．払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
８．利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算とします。 ・２０.３１５％（国税１５.３１５％，地方税５％）※の分離課税 ※２０３７年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭のポスターに表示しています。
９．手　数　料	－
10．付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
11．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (a) 約定した預入期間が３年の場合 ①　預入期間が６か月未満の場合　解約日における普通貯金利率 ②　預入期間が６か月以上１年未満の場合　約定利率×４０％ ③　預入期間が１年以上１年６か月未満の場合　約定利率×５０％ ④　預入期間が１年６か月以上２年未満の場合　約定利率×６０％ ⑤　預入期間が２年以上２年６か月未満の場合　約定利率×７０％ ⑥　預入期間が２年６か月未満３年未満の場合　約定利率×９０％
12．貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち，「無利息，要求払い，決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により　保護されます。
13．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては，当ＪＡ本支店または金融共済部貯金運用課（電話：０１８３－７８－２２２３）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部貯金運用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
14.その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替え継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡこまち